

善通寺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	29,891	15,412,143	1,003,782	3,337,092	21.7	20.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

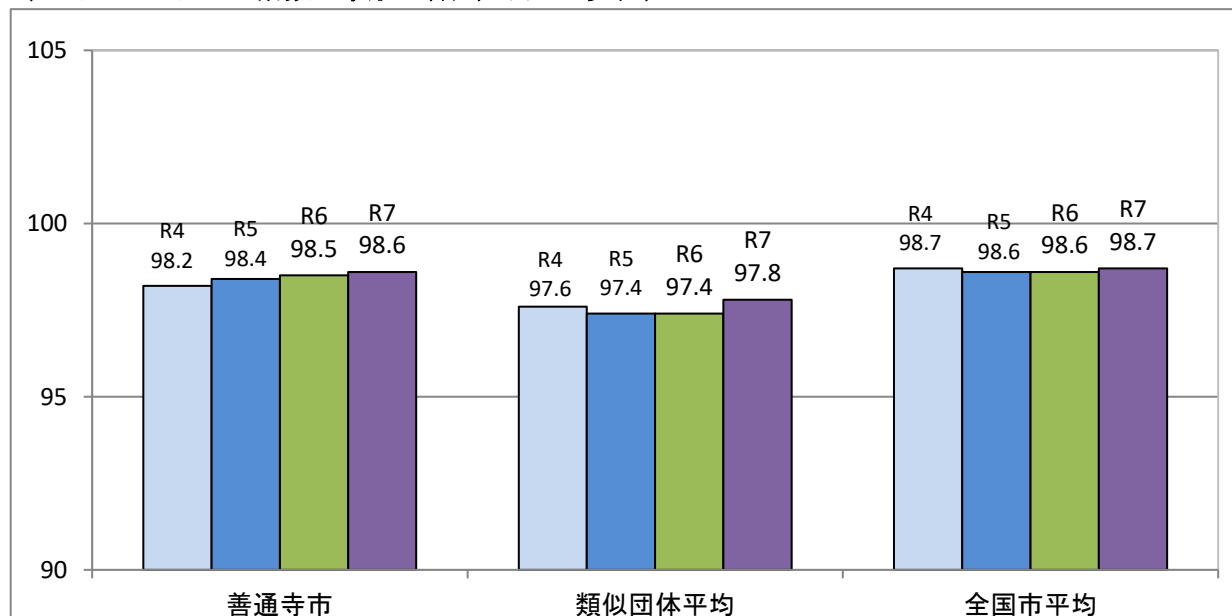
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6年度	258	1,000,353	167,657	413,638	1,581,648	6,130	6,072

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

① 国と職員構成が異なるため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実 施]

・実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

・実施内容

見直しなし。

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
普通寺市	43.1 歳	330,000 円	397,200 円	357,511 円
香川県	42.8 歳	332,433 円	422,306 円	365,050 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
普通寺市	41.0 歳	312,500 円	333,988 円
香川県	40.9 歳	361,757 円	407,576 円
類似団体	41.5 歳	322,025 円	355,792 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
普通寺市	38.0 歳	312,100 円	381,513 円	343,002 円
類似団体	39.3 歳	316,597 円	384,870 円	348,274 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		普通寺市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
教 育 職	大 学 卒	225,600 円	252,000 円	—
	高 校 卒	—	208,900 円	—
消 防 職	大 学 卒	230,000 円	—	—
	高 校 卒	201,000 円	—	—

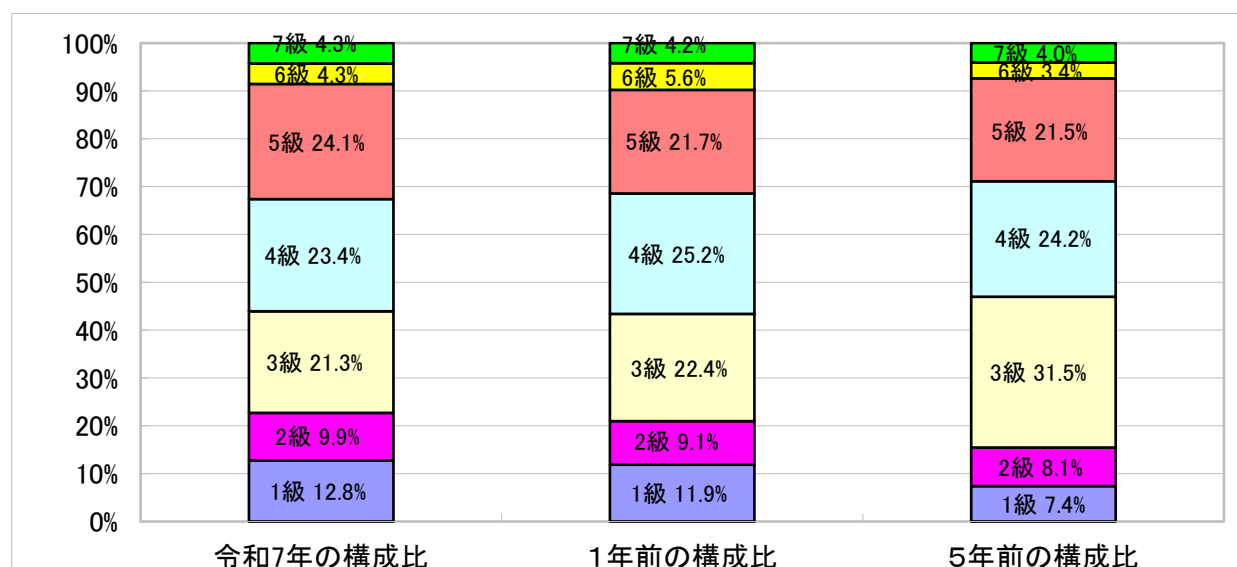
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	297,100 円	331,000 円	369,600 円	392,900 円

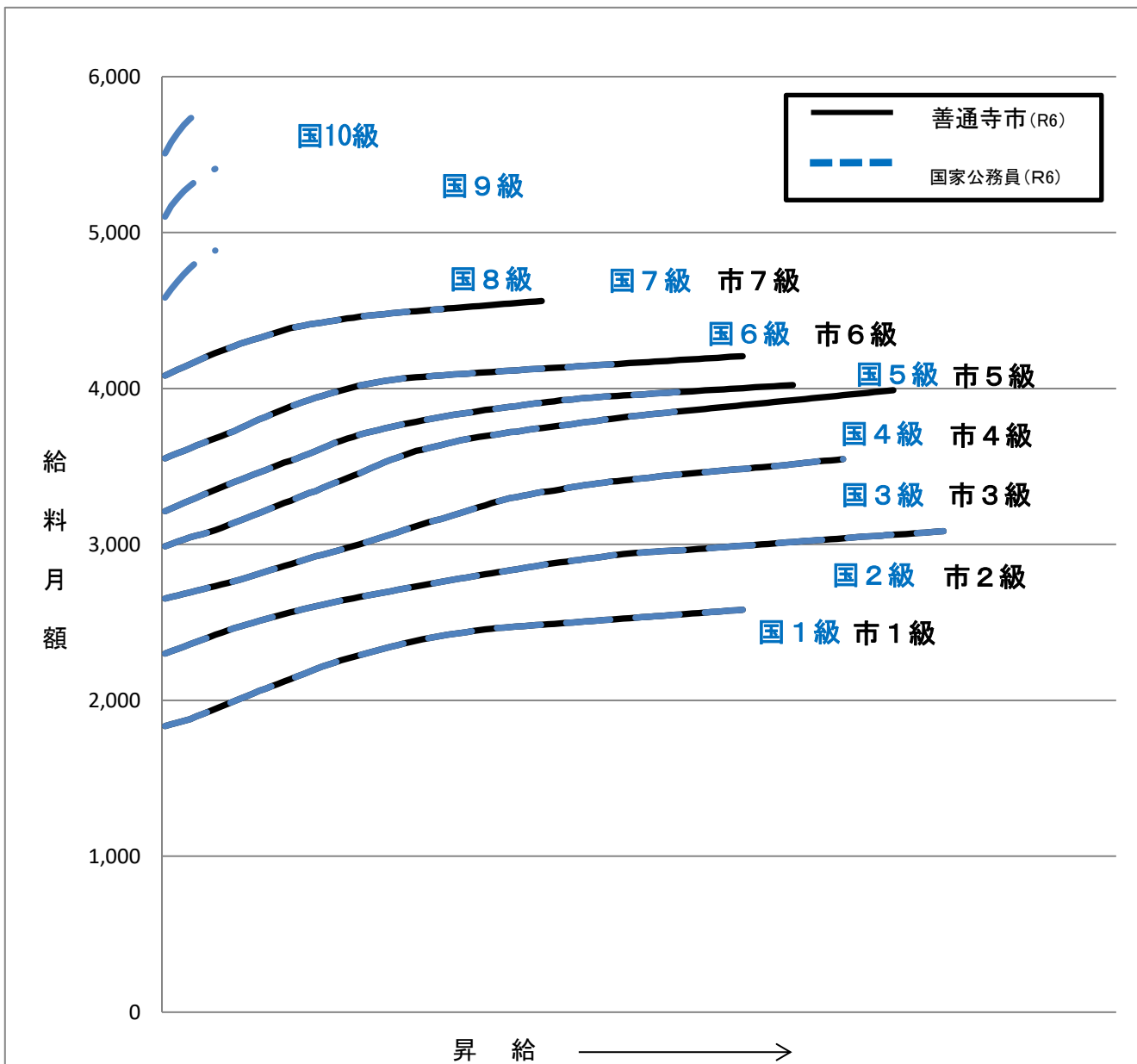
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	6 人	4.3 %	408,300 円	456,100 円
6 級	課長	6	4.3	355,200 円	420,700 円
5 級	課長・主幹	34	24.1	321,300 円	402,200 円
4 級	課長補佐・副主幹	33	23.4	298,800 円	398,900 円
3 級	係長・主任主事	30	21.3	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	14	9.9	230,000 円	308,500 円
1 級	主事	18	12.8	183,500 円	258,100 円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））令和7年4月1日現在



(2) 昇給への人事評価の活用状況（善通寺市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

普通寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,511 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,785 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（普通寺市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

普通寺市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	14,007 千円		—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	269 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	135 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市	3.2%	2	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)			4,734 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)			55,692 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)			30.8 %	
手当の種類 (手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務手当	税務職	市税の賦課事務従事	2 千円	日額180円 半日100円
感染症防疫業務手当	一般行政職 看護保健職	感染症患者の救護、感染症菌の付着した物件の処理作業	0 千円	1件1,000円
行旅病人等収容業務手当	一般行政職	病人の収容	0 千円	1件1,500円
		死人の収容		1件5,000円
社会福祉業務手当	一般行政職	社会福祉課勤務 (生活保護)	1,390 千円	月額 5,250円
	一般行政職	人権課勤務 (同和対策)		指導監督者等月額 4,200円
				その他の職員月額 3,500円
		隣保館勤務		指導監督者等月額 4,200円 その他の職員月額 3,500円
福祉職	保育所勤務の保育士	日額180円 半日100円		
保健業務手当	看護・保健職	保健師で家庭訪問に従事	25 千円	日額180円 半日100円
測量及び現場指導監督業務手当	一般行政職	測量及び現場指導監督業務	103 千円	日額180円 半日100円
市営住宅業務手当	一般行政職	市営住宅の維持管理業務	446 千円	月額 5,250円
		住宅使用料の徴収事務に従事		日額180円 半日100円
清掃業務手当	清掃職員	ごみ収集又はごみ処理に従事	0 千円	日額 1,400円半日 700円
		上記の者で、自動車の運転整備業務及び工場設備管理業務に従事		日額 180円 半日 100円
		犬・猫等死体収集作業に従事		1件 400円
消防業務手当	消防職	水火災等の消防 (当番)	2,766 千円	1回 280円
		水火災等の消防 (非番)		1回 420円
		救急業務 (当番)		1回 210円
		救急業務 (非番)		1回 320円
		深夜勤務従事		5時間超 1勤務550円
				5時間未満 1勤務360円
				2時間未満 1勤務290円
救急救命措置	1回 700円			

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	58,278 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	250 千円
支給実績 (令和5年度決算)	53,349 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	226 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者9,500円 子10,000円等	同		26,072 千円	243,660 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して支給。 家賃額に応じて27,000円以内を支給	同		17,153 千円	295,733 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額 (原則、6ヵ月定期相当額 上限55,000円) ・交通用具利用者 距離に応じて2,700円~30,700円	異	支給金額	16,848 千円	85,090 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長80,900円 課長62,700円、60,200円等	異	支給金額	33,448 千円	777,851 円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同		15,580 千円	338,701 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同		6,783 千円	205,558 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	840,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	() 円)		989,000 円/ 587,300 円	
報 酬	副市区町村長	675,000 円	816,000 円/ 594,000 円	
	() 円)			
報 酬	議 長	510,000 円	580,000 円/ 332,000 円	
	() 円)			
	副 議 長	455,000 円	510,000 円/ 290,000 円	
報 酬	() 円)			
	議 員	430,000 円	480,000 円/ 260,000 円	
	() 円)			
期 末 手 当	市区町村長	(令和7年度支給割合)		
	副市区町村長	3.45 月分		
期 末 手 当	議 長	(令和7年度支給割合)		
	副 議 長	3.45 月分		
	議 員			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×0.5022×勤続年数+給料月額×5×勤続年数	(1期の手当額) 18,487,392円	(支給時期) 任期毎
	副市区町村長	給料月額×0.5022×勤続年数+給料月額×3×勤続年数	9,455,940円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

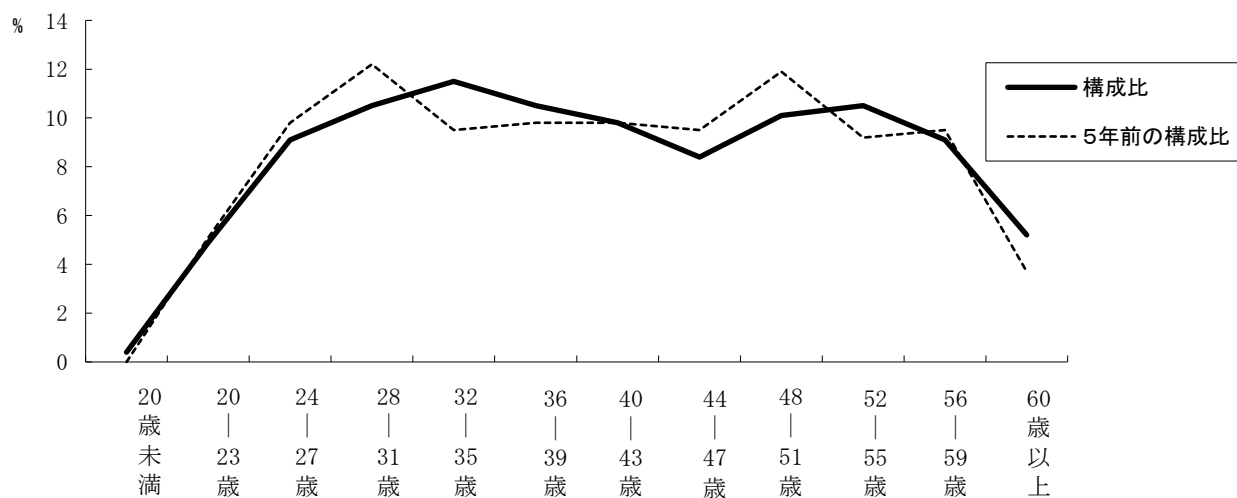
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	人事異動による増 人事異動による減 人事異動による減 人事異動による増、保育事業の強化による増 ごみ処理業務の民間委託による減
		総 務	44	44	0	
		税 務	11	12	1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	12	12	0	
		商 工	4	3	△ 1	
		土 木	17	15	△ 2	
		民 生	55	58	3	
	衛 生	17	15	△ 2		
		計	163	162	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 54.20 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.22 人
	教育部門	52	54	2	学校再編事業による増	
	消防部門	43	46	3	消防力の強化による増	
	小 計	258	262	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 87.65 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 93.64 人	
公営企業等会計部門	水 道	10	6	△ 4	水道企業団への転籍による減	
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	14	14	0		
	小 計	28	24	△ 4		
合 計		286	286	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 95.68 人	
		[299]	[299]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職（教育長除く）に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	14人	26人	30人	33人	30人	28人	24人	29人	30人	26人	15人	286人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	165	163	165	163	162	▲ 8 (▲4.7%)
教育	54	55	55	55	52	54	0 (0.0%)
消防	41	42	42	43	43	46	5 (12.2%)
普通会計計	265	262	260	263	258	262	▲ 3 (▲1.1%)
公営企業会計計	31	30	28	28	28	24	▲ 7 (▲22.6%)
総合計	296	292	288	291	286	286	▲ 10 (▲3.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を除く)。